

競技者及び役員倫理規定

富山県バレーボール協会

1 目的

この規定は、富山県バレーボール協会（以下「本会」という）関係の競技者（選手、チーム、チーム関係者を含む）及び役員（事務局職員を含む）が、それぞれの責務に反し、スポーツ関係者として倫理に照らして逸脱する行為を行うことにより、他からの疑惑や不信を招き、批判を受けることのないようあらかじめガイドラインとして禁止事項を示し、注意を喚起することを目的として定める。

2 競技者及び役員の責務

競技者及び役員は、本会の定めた規約や決定事項を遵守し、競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

3 禁止事項

次に掲げる行為を禁止する

- 1) 競技者又は役員として著しく品位又は名誉を傷つけること。
- 2) 本会が禁止した競技会等に参加すること。
- 3) 選抜された選手等を正当な理由なく代表チームに派遣しないなど、当協会の決定した方針に従わないこと。
- 4) セクシャルハラスメント、暴力行為、個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとること。
- 5) 禁止薬物の使用等により、フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
- 6) 本会の認めていない競技会等に事前の了承なく、参加又は開催のために金品を收受すること。
- 7) 競技における不正行為を期待して、役員、審判員、相手チーム関係者等との間で金品を授受することはもとより、事前に接触すること。
- 8) 選手の進路のかかわる所要の手続きを経ずして、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと。
- 9) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要したり当事者（選手、保護者、指導者、代理人）間において社会通念上良識を越える金品を授受すること。
但し、企業等からの寄付申し出があり、学校又は後援会等において適切に会計処理がなされた場合この限りではない。
- 10) その他著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

4 処分の規定

1) 処分の内容

3の禁止事項に違反した場合、競技者にあつては、競技会等への出場及び参加資格の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分、役員にあつては、役員資格の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分を行う。

但し、違反の事実が当事者の故意でなく軽微な場合は、注意又は警告にとどめる。

2) 処分の手続き

処分は理事会において決定するものとし、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるとともに、必要に応じて倫理委員会を組織し、その意見を聴かなければならない。

5 その他

- 1) 細則については、必要に応じ別に定める。
- 2) この規定は、平成16年4月1日から施行する。